

# 仙北市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、仙北市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）で使用する用語の例による。

### (乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定による条例で定める基準は、この条例に特別の定めがあるもののほか、府令の定めるところによる。

### (一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第4条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準は、府令の定めるところによる。

### (余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第56号）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）

(3) 幼保連携型認定こども園 秋田県幼保連携型認定こども園

の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例  
(令和6年秋田県条例第57号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 仙北市地域型保育事業の  
設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年仙北市条例  
第27号) (居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和7年12月19日条例第44号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。